

木城町告示第18号

令和2年第3回木城町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和2年5月29日

木城町長 半渡 英俊

1 期 日 令和2年6月5日（金）午前9時

2 場 所 木城町議会議場

---

○開会日に応招した議員

久保富士子君

桑原 勝広君

森 伸夫君

眞鍋 博君

中武 良雄君

黒木 泰三君

後藤 和実君

甲斐 政治君

原 博君

神田 直人君

---

○6月8日に応招した議員

同上

---

○6月11日に応招した議員

同上

---

○応招しなかった議員

---

---

令和2年 第3回(定例)木城町議会会議録(第1日)

令和2年6月5日(金曜日)

---

議事日程(第1号)

令和2年6月5日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 1) 議長の諸般の報告
    - ①議長の会務報告
    - ②例月現金出納検査結果の報告
    - ③補助団体等の監査結果の報告
    - ④議員派遣の報告
  - 2) 町長の行政報告
    - ①町長の政務報告
    - ②報告第1号 繰越明許費繰越計算書について
    - ③報告第2号 法人の経営状況を説明する書類について
- 日程第4 議案第34号 専決処分の承認を求めるについて(木城町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第5 議案第35号 専決処分の承認を求めるについて(令和2年度木城町一般会計補正予算第2号)
- 日程第6 議案第36号 木城町重度心身障害者(児)医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第37号 木城町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第38号 令和2年度木城町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第9 議案第39号 令和2年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第40号 令和2年度木城町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第41号 令和2年度木城町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第42号 工事請負契約について
- 日程第13 議案第43号 農業委員会委員の任命について
- 日程第14 議案第44号 農業委員会委員の任命について

- 日程第15 議案第45号 農業委員会委員の任命について
- 日程第16 議案第46号 農業委員会委員の任命について
- 日程第17 議案第47号 農業委員会委員の任命について
- 日程第18 議案第48号 農業委員会委員の任命について
- 日程第19 議案第49号 農業委員会委員の任命について
- 日程第20 委員会付託の省略
- 日程第21 議案に対する質疑
- 日程第22 各常任委員会議案審査付託
- 日程第23 散会

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
  - 1) 議長の諸般の報告
    - ①議長の会務報告
    - ②例月現金出納検査結果の報告
    - ③補助団体等の監査結果の報告
    - ④議員派遣の報告
  - 2) 町長の行政報告
    - ①町長の政務報告
    - ②報告第1号 繰越明許費繰越計算書について
    - ③報告第2号 法人の経営状況を説明する書類について
- 日程第4 議案第34号 専決処分の承認を求めるについて（木城町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第5 議案第35号 専決処分の承認を求めるについて（令和2年度木城町一般会計補正予算（第2号））
- 日程第6 議案第36号 木城町重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第37号 木城町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第38号 令和2年度木城町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第39号 令和2年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

- 日程第10 議案第40号 令和2年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第11 議案第41号 令和2年度木城町介護保険特別会計補正予算（第1号）  
日程第12 議案第42号 工事請負契約について  
日程第13 議案第43号 農業委員会委員の任命について  
日程第14 議案第44号 農業委員会委員の任命について  
日程第15 議案第45号 農業委員会委員の任命について  
日程第16 議案第46号 農業委員会委員の任命について  
日程第17 議案第47号 農業委員会委員の任命について  
日程第18 議案第48号 農業委員会委員の任命について  
日程第19 議案第49号 農業委員会委員の任命について  
日程第20 委員会付託の省略  
日程第21 議案に対する質疑  
日程第22 各常任委員会議案審査付託  
日程第23 散会

---

出席議員（10名）

1番 久保富士子君	2番 桑原 勝広君
3番 森 伸夫君	5番 眞鍋 博君
6番 中武 良雄君	7番 黒木 泰三君
8番 後藤 和実君	9番 甲斐 政治君
10番 原 博君	11番 神田 直人君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 藤井 学君 議事調査係長 平野 豊和君  
書記 橋本 正枝君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ..... 半渡 英俊君 副町長 ..... 島田 浩二君

教育長	……………	恵利 修二君	総務財政課長	……………	萩原 一也君
会計管理者	……………	河野 浩俊君	まちづくり推進課長	……	西田 誠司君
環境整備課長	……………	吉岡 信明君	教育課長	……………	平野 大輔君
税務課長	……………	黒木 宏樹君	福祉保健課長	……………	小野 浩司君
町民課長	……………	三隅 秀俊君	産業振興課長	……………	淵上 達也君
代表監査委員	……………	桑原 正憲君			

---

午前9時00分開会

○事務局長（藤井 学君） 皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度、ご確認ください。

なお、本定例会はクールビス対応としております。

それでは、皆様、ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

○議長（神田 直人） おはようございます。定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。

ただいまから、令和2年第3回木城町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本定例会においては、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、入り口及び一部の窓を開けての換気対策を行い、議場内におきましては、マスクの着用及び消毒の徹底にご協力いただきますようお願いいたします。

令和2年第3回木城町議会定例会の会期日程予定表及び本日の議事日程については、6月1日に開催いたしました議会運営委員会で協議の上、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（神田 直人） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番、甲斐政治君、10番、原博君を指名いたします。

---

#### 日程第2. 会期の決定

○議長（神田 直人） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月11日までの7日間をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月11日までの7日間に決定いたしました。

---

### 日程第3. 諸報告

○議長（神田 直人） 日程第3、諸報告を行います。

これより、議長の諸般の報告について、議長の会務報告、例月現金出納検査結果の報告、補助団体等の監査結果の報告、議員派遣の報告を行います。

まず、議長の会務報告を行います。

別紙、議長の会務報告により、主なものを報告いたします。

4月1日、木城町役場職員人事異動辞令交付式に出席いたしました。今年度の町民の付託に応えるべく、さらなる精進を重ねることをお願いしたところであります。

4月1日、令和2年度転入教職員対面式があり、出席いたしました。木城小学校、根井孝校長様をはじめ、木城小学校、木城中学校教職員、臨時、常勤講師、非常勤サポーターなど、総員15名が紹介され、学力向上はもちろんのこと、木城の子供さんとの交流を通して、木城に親しんでほしいということをお願いしたところであります。

4月24日、児湯郡（市）町村議会議長会臨時会があり、新型コロナウイルス感染症対策に係る要望書について協議をいたしました。4月7日に緊急事態宣言を受けて、議長会として住民が新型コロナウイルス感染症に対し適切な行動がとれるようにすることとともに、住民の不安軽減等のために、宮崎県知事、宮崎県議会議長に対して要望書を提出いたしました。

5月22日、新型コロナウイルスの影響に関する意見交換会があり、副議長とともに出席いたしました。福祉保健課長による新型コロナウイルスについて現在の状況の説明があり、その後、特別定額給付金について、商工業における新型コロナウイルスについて、農業分野において新型コロナウイルス対策について、マスクの配付、医療等についてなどの、本町の取組等についての報告があり、その後、意見交換があり、町の行事の今後の予定について、イベント等のやり方や新しい生活様式を踏まえた事業のやり方はどのようになるのか、また農業分野の問題点など、いろいろな意見交換をしたところです。日々の生活も新しい生活様式を取り入れながら、その様式が習慣化されるよう取り組んでいかなければならないと思ったところであります。

以上で、会務報告を終わります。

次に、例月現金出納検査結果の報告、補助団体等の監査結果の報告については、別紙がお手元に配付してありますので、それにより報告に代えます。

次に、議員派遣の報告を行います。

会議規則第127条第1項の規定により、議員派遣された件は、別紙、議員派遣の報告のとおりであります。報告書1番、児湯郡（市）町村議会議長会臨時会の件については、先ほどの議長の会務報告の中で報告いたしましたので省略いたします。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

次に、町長の行政報告を行います。

まず、町長の政務報告、次に、報告第1号繰越明許費繰越計算書について（一般会計）、次に、報告第2号法人の経営状況を説明する書類について（有限会社グリーンサービス・コスモス）、以上3件について、登壇の上、町長の報告を求めます。

**○町長（半渡 英俊君）** 本日、令和2年第3回木城町議会定例会を招集いたしましたところ、新型コロナウイルス感染症対策の最中、そして梅雨を迎えて、議員の皆様には、何かと多事多難の中に全員のご参会を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本定例会におきましては、専決処分2件、条例案2件、補正予算案4件、工事請負契約1件、人事案7件、合わせまして16議案のご審議をお願い申し上げますので、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、政務報告の前に、3点報告をさせていただきます。

まず、1点目であります。新型コロナウイルス感染症についてであります。

日本で最初の感染者が報告されたのが1月16日でした。4カ月あまり過ぎた今、新型コロナウイルスの破壊力の大きさと蔓延に驚愕するとともに、予断を許さない状況であります。4月7日に発出されました緊急事態宣言が5月25日に全面解除され、休業要請の緩和も段階的になされてきており、収束に向けての第1歩が始まったものと認識をしております。

今後、国民の理解と協力をいただきながら、感染拡大の防止と経済再生を図っていくことになりました。

そして、今後の生活の指針として、新しい生活様式が示されましたように、日常の生活を普通に過ごすことが難しくなり、私たちは常に感染リスクを念頭に行動を起こしていくことになったものと考えております。

さて、宮崎県におきましては、3月4日の宮崎市での初感染が確認されてから、17人の感染が確認されましたが、5月27日には83日振りに感染者ゼロとなり、現在まで続けております。

河野知事は、5月4日、休業要請は10日までとし、11日からは休業要請を解除し、強い警戒態勢に移行することを表明されました。併せまして、学校については、25日から再開をされたところでもあります。

28日には、新しい生活様式の確立と宮崎の地域経済の再始動に向けての新型コロナウイルス感染症経済対応方針が示されました。

木城町におきましては、国の緊急事態宣言及び宮崎県・新型コロナウイルス感染症緊急経済対策並びに文科省や県教委からの通知による臨時休業等に基づいて、新型コロナウイルス感染症対策本部会議及び特別職での庁議を経て、新型コロナウイルス感染症拡大防止と緊急経済対策に、議会のご理解をいただきながら町民とともに取り組んでいるところであります。

幸いに、新型コロナウイルス感染者は、木城町を含む高鍋保健所管内では確認をされていません。引き続き、町民の命を守っていくために、町民一人一人がマスクの着用、手洗い、身体的距離の確保や、密室、密閉、密集の三つの密を避ける行動をとっていただくよう、注意喚起、啓発してまいります。

日々刻々と状況が変わってまいります。今後も新型コロナウイルス感染症の収束に向けての対策を、熟慮断行、スピード感を持って、適宜、対応してまいりたいと考えております。

併せまして、町民ファーストでの確かな情報提供、そして、支援を行い、感染予防及び感染拡大防止と社会経済活動の維持を図るべく、県と連携して、できる限り早急に乗り切りたいと考えております。当面、コロナ対策に全力で取り組んでまいります。

次に、緊急経済対策関係の遂行状況を報告いたします。

はじめに、町単独事業関係であります。町民及び事業者への消毒液の配付につきましては、1回目が4月13日から、2回目を5月25日から無料提供をしております。

不織布マスクの全戸配付につきましては、5月12日から17日の間でほとんど配付終了をしております。併せまして、学校、保育園、福祉施設等にも配付をいたしたところであります。

宿泊業及び飲食店への10万円給付につきましては、5月11日から申請を受け付けており、順次、給付しております。残り数件となっております。

町内者向けの3割のプレミアム付き商品券は、5月31日から販売開始し、6月2日には完売いたしました。町外者向けの2割のプレミアム付き商品券も5月31日から販売開始をしております。

町税、使用料等の猶予関係であります。町税関係で1件、農業資金の猶予申請が1件となっております。

利子補給関係につきましては、農業サイドで1件、商工業関係が申請4件となっております。

なお、社会福祉協議会を通しての、無利子の宮崎県社会福祉協議会の生活資金貸付事業には、5件の貸付け申請があったところであります。

次に、国の緊急経済対策関係で木城町が代行しています。10万円の特別定額給付金につきましては、オンライン申請は5月8日から、郵便、ドライブスルー、窓口の申請につきましては、5月18日から受け付けております。

昨日の6月4日現在、対象世帯2,234世帯のうち2,138世帯が申請しており、申請率は

95.7%となっており、給付率もこれに近い数字であります。なお、この数値は26市町村の中でトップであります。

これ以外の持続化給付金や雇用調整助成金など、事業者向けの、国、県の緊急経済対策につきましては、商工会及び商工会議所で事務処理をなされていますので、詳細は承知しておりません。

2点目であります。江藤医院を開業されておりました故江藤英延氏の相続人代表の江藤歯科医院の江藤仁昭氏から、5月12日に木城町に土地建物の寄附がありました。

寄附いただきました不動産は、町内で所有をされておりました土地7筆の4,920.07平米と江藤医院を含む家屋7棟の500.79平米です。

旧江藤医院の建物は、昭和16年建築でもあり、文化的な価値を有するものも含めて調査を行った上で、利活用もしくは保存など検討してまいりたいと考えております。

3点目は、故長友和吉様が預託されました文化財問題の件であります。このことにつきましては、定例会ごとに政務報告の中で報告をさせていただいております。3月議会定例会以降の経過等であります。

3月議会で報告したことと同じであります。改めて、現状を報告させていただきます。

教育委員会が主体となり、たかなべ法律事務所の高橋康朗弁護士が木城町の交渉代理人となつていただいております。これまで13名の相続人に対して謝罪と賠償金をお示しした上で、個別に和解解決を図ってきております。

これまで、9名の方々に賠償金を支払い、和解契約を締結しております。残りの4名は、謝罪も賠償金も受け入れられないとなっております。4名の相続人には、今後も引き続き、謝罪と賠償金をお示しした上で、和解交渉を粘り強く継続して解決を図ってまいります。

それでは、町長の政務報告をさせていただきます。

緊急事態宣言下における新型コロナウイルス感染症予防、拡大防止の観点から、ほとんどのイベントや会議等が延期または中止となった中で、3月議会定例会以降の政務について、お手元の政務報告により報告させていただきます。

1ページをご覧ください。

はじめに、3月17日は木城中学校45名、21日にはめばえ保育園30名、25日には木城小学校51名の卒業式及び卒園式が行われました。新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、来賓なしなどの規模を縮小しての開催となりました。

児童生徒及び保護者並びに関係者には、成長して巣立っていく児童生徒にお祝いを申し上げた上で、園児及び児童生徒の感染予防を第一に考えての式典開催という苦渋の決断にご理解いただきたいと申し上げたところであります。

また、式では、この新型肺炎を吹き飛ばすぐらいの元気で明るい姿に安堵いたしました。学校

や保育園を巣立っていかれる、児童、生徒、園児が、健やかに、伸びやかに成長されることをご祈念申し上げます。

午後からは、健康づくりメニューに参加した人にポイントを付与し特典が受けられます、木城町健康マイレージ事業の特別賞として、旅行券3万円を1人に贈呈いたしました。

平成28年度851人からスタートして、平成29年度は962人、平成30年度は国民健康保険以外も対象としたため1,400人、そして、昨年、令和元年度は1,060人が参加されています。

この特別賞は、今年は石河内の橋本綾子さんが受賞されたところであります。

次に、27日でございます。宮崎県環境整備公社の定例理事会がエコクリーンプラザで行われました。

ご存じのように、この公社は木城町を含む県央地域10市町村から排出されます一般廃棄物及び産業廃棄物を円滑かつ適正に処理をしています。

令和3年3月31日の公社解散に向けての財産処分手続等への確認と、同年4月1日からの宮崎市への円滑な事業移管に万全を期すことを協議いたしました。

次に、29日でございます。木城町消防団の辞令交付式を行いました。新型肺炎対策の一環として、関係者のみの出席での開催となりました。

私からは矢野哲也団長に、矢野団長からは吉良清志、清哲郎、重永建二副団長にそれぞれ辞令交付を行いました。

また、永年勤続功労章として、第3部の藤井学団員が日本消防庁長官表彰を、功績章として吉良清志副団長が日本消防協会長表彰を受章されましたので、その伝達式も行ったところであります。

消防団員には、正業の傍らに、そして、ご家族の支えをいただきながらの消防団活動に、深甚なる敬意と謝意を申し上げます。

次に、31日でございます。副町長として5年5カ月、前町長及び私を支えていただきました横田学氏、総務財政課長を最後に38年間勤めていただきました中井諒二氏、会計課長を最後に38年間勤めていただきました津江邦彦氏、そして、次のステップへと進まれる、31年勤めていただきました産業振興課課長補佐の江口将生氏、同じく6年勤めていただきました環境整備課主事の長濱優氏、5名のお別れ式を行い、退職者辞令交付式をいたしました。お勤めいただいたことへのねぎらいを申し上げ、木城町発展にご貢献いただきましたことに、感謝とお礼を申し上げたところであります。

2ページをご覧ください。

4月1日でございます。めばえ保育園の入園式は中止をいたしました。5名の小さな主役を

迎え、111名のスタートとなりました。

午後からは、学校転入教職員対面式に臨みました。根井孝木城小学校長はじめ7名の先生方及び教育委員会事務局の白瀧茂穂指導主事が木城町に赴任をされました。

新型コロナウイルス感染症の予防及び拡大防止を踏まえて、児童生徒の健康と安全を第一にして、教育の機会の確保を図っていただきたいと申し上げました。その上で、今まで培われてこられました、情熱と指導力を遺憾なく発揮していただきたいとお願いをいたしました。

次に、2日、3日、6日には、河野知事はじめ県庁など関係機関等に年度初めの挨拶を行いました。島田副町長、恵利教育長、いずれも県庁勤務経験者でありましたので、温かく、そして、応援をいただける思いがひしひしと伝わってきたところでもあります。

次に、7日は第74回木城中学校入学式、9日には第122回木城小学校入学式が、来賓なしなど規模を縮小して開催をされました。

木城中学校は48名を迎えて146名でスタート、木城小学校は59名を迎えて331名でスタートいたしました。現下の新型コロナウイルス感染症の予防及び拡大防止を徹底しながら、教育機会の確保と児童生徒の教育環境の整備を図ってまいります。

次に、10日でございます。児湯地区保護司会木城支部の総会が開催されましたので、平日頃からの更生保護活動や青少年の健全育成活動にご尽力いただいていることへの敬意を表し、感謝を申し上げました。

保護司は、中竹義一支部長をはじめ、廣瀬一弘氏、荒川浩氏、山添哲生氏、永岡雅人氏の5人です。

3ページをご覧ください。

次に、23日でございます。在南の中村清人氏が木城町交通指導員をお引き受けいただきましたので、その辞令交付式を行いました。

23年にわたり交通指導員支部長としてご尽力いただきました、堀口眞彦氏の後任であります。任期は令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間です。

次に、5月11日は、7月20日から3年間の農業委員を任命するにあたって、農業委員選考委員会委員の委嘱状交付式を行いました。

任命選考の公平性や透明性を確保するために、そして、最適任の農業委員を選考していただくために、選考委員会を設置したところでもあります。

選考していただきました7名の農業委員の同意につきましては、今議会、議案第43号から議案第49号に上程しております方々であります。ご審議の上、同意をいただきますようお願いいたします。

次に、14日は、有限会社グリーンサービス・コスモスの第17期株主総会に出席をいたしま

した。

昨年度の事業報告と今年度の事業計画等が審議され、株主の承認をいただきました。人事案件で、代表取締役社長であります、横田学氏の後任に島田浩二副町長が就任をされました。なお、経営状況の詳細につきましては、この後の報告第2号でご報告させていただきます。

次に、15日でございます。宮崎地方気象台長との緊急時ホットライン訓練を行いました。

お互いの携帯電話で直接やり取りを行うことで、災害対応のありようなどの一助にしたいと考えております。災害は、いつでも、どこでも、やってくるという常在危機の意識をも持って、平時から有事に備えることが肝要だと考えております。

次に、20日でございます。神田議長のほうから、議員の総意として政務調査費をコロナ対策に充ててくださいという、ありがたい申し出がありました。民意を示す議会として、議員各位の気持ちを形にさせていただいたことに敬意を表します。ありがとうございました。

午後7時からは、木城町国民健康保険運営協議会を開催し、国民健康保険事業及び医療費の状況等を報告した上で、令和2年度の国民健康保険事業特別会計予算及び保険事業計画等を説明し、委員のほうから了承をいただきました。

なお、税率は据え置きとし、引き続き、医療費の削減に取り組んでいくことを確認させていただきました。

令和元年度の医療費につきましては、県内で3番目に安い医療費となっております。これも、ひとえに町民の健康に対する取組と、健康意識の高揚に敬意を表したいと思っております。

併せまして、新型コロナウイルス感染症に関して、傷病手当金を支給する条例改正案、議案第37号であります、今議会に上程をさせていただいておりますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

次に、22日であります。総会やイベントなどの中止により、いろいろな方々との意見を聞く場がなかったため、町内の各種団体の代表者との新型コロナウイルスの影響に関する意見交換会を開催いたしました。

感染症拡大防止及び緊急経済対策や、町内の状況等について意見交換ができ、有意義な意見交換の場であったと考えております。寄せられました意見等は、今後の施策に生かしていきたいと考えております。

なお、先ほど議長報告にもありましたように、議会からは、神田議長、中武副議長にご参加をいただきました。

次に、25日であります。公益財団法人宮崎県環境整備公社の定例理事会が開催をされました。県央地域10市町村からの一般廃棄物及び産業廃棄物処理が円滑かつ適正に処理していることが報告され、さらに、平成22年4月28日に株式会社エイト日本技術開発及び三井住友・吉原・

竹盛特定建設工事共同企業体に対して提起いたしました、損害賠償請求訴訟については、令和元年7月18日付で判決が確定したことの報告がありました。そして、公社解散に向けた財産処分等の基本方針を了承いたしました。

次に、27日でございます。宮崎県治山林道協会の理事会が開催され、6月30日開催予定の総会議案等について審議をいたしました。

今年度の公益事業の支援事業といたしまして、木城町関係では、自治公民館への助成金、保育園への図書費助成の内諾をいただきました。今後も、公益事業であります、山村集落リフレッシュ支援事業の採択に向けて努力をまいります。

午後からは、木城中学校で開催をされました、第1回小中一貫教育合同研修会に参加をし「義務教育学校に込める町としての思いと学校への期待」という演題で挨拶をさせていただきました。

次に、29日であります。宮崎河川国道事務所、宮崎地方气象台、宮崎県、小丸川及び一ツ瀬川水系の首長で構成をしています、小丸川・一ツ瀬川水系水防災意識社会再構築協議会が木城町で開催されました。

国交省からは、河川の洪水状況確認のための簡易型河川監視カメラ設置の推進状況、小丸川水系では高城橋地区の河道掘削工事の取組が紹介をされました。

また、新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難環境対応が急務であることが報告をされ、宮崎県危機管理課からは避難所運営の対応策が提示され、今後、対応をとっていくことを確認いたしましたところであります。

4ページをご覧ください。

6月1日でございます。春の叙勲で、前消防団長の矢野哲也氏、第10部団員の中竹義一氏が藍綬褒章を受章されましたので、伝達式を執り行いました。

お二人とも、高い防災意識を持ち長年にわたって消防団活動をなされてきており、消防庁長官表彰も受章をされています。叙勲は、本人にとっても木城町にとっても誇りであり、名誉なことだと思っております。

午後からは、郡司副知事との地域経済懇談会が開催されました。コロナ禍による商工業の現状把握のため商工会での意見交換会、株式会社ドライアップジャパンでの6次産業化の状況、のゆり幼稚園の視察等をしていただきました。

夕刻からは、郡司副知事、外山農林振興局長、宗像副主幹、木城町からは私と島田副町長、恵利教育長の6名で、ワンヴィーノで会食をしながら新型コロナウイルス感染症対策についての意見交換をさせていただきました。

コロナ禍における未曾有の事態に、県、市町村一体となって連携して対応していくことを確認いたしました。

次に、3日でございます。農業経営の規模拡大、農業担い手の確保・育成、農業生産性の向上等に対する事業を行っています、公益社団法人宮崎県農業振興公社の理事会に出席をいたしました。6月25日開催予定の定時社員総会に付する議案の審議をいたしましたところであります。

以上で、政務報告を終わらせていただきます。

引き続き、報告をさせていただきます。

はじめに、報告第1号。報告第1号は、繰越明許費繰越計算書についてであります。

令和元年度木城町一般会計予算に係る繰越明許費は、別紙、繰越明許費繰越計算書のとおり翌年度に繰越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告をするものであります。

最後に、報告第2号。報告第2号は、法人の経営状況を説明する書類についてであります。

地方自治法の規定により、町の出資法人であります有限会社グリーンサービス・コスモスの第17期経営状況を報告いたします。

有限会社グリーンサービス・コスモスは、平成24年度から営農部門を完全に廃止し、本来の目的でありました遊休農地の発生防止と解消を目的に、農作業受託だけに切替え、経営改善に取り組んでいるところであり、昨年度は、受託件数は増えましたが受託面積は約11ヘクタール減少しております。

土地の集約化が進み、大規模農家による自前の農作業が増えていることと、天候にも左右されますけれども、水田防除の面積が大きく減少していることが原因と考えられます。

しかし、営業活動により、担い手農家の部分的作業受託や、もみ乾燥など、面積に現れない部分での受託の増など、受託収入の大きな割り込みがないように努力をしております。

なお、先ほど報告いたしましたように、横田学代表取締役が令和2年3月31日に退任をされましたので、後任に島田浩二氏を取締役に選任し、その後、臨時取締役会において、代表取締役に令和2年4月1日付で就任をされています。

それでは、経営内容についてご説明いたします。

あらかじめ、お手元に配付をさせていただいております、有限会社グリーンサービス・コスモス第17期株主総会資料の5ページをご覧ください。

はじめに、損益計算書での決算状況を報告いたします。

損益計算であります。売上高は1,134万8,529円で、それに対します売上原価は525万6,526円となっており、差引きの売上総利益は609万2,003円です。その額から、販売費及び一般管理費の1,073万7,915円を差引いた後の464万5,912円が営業損失となります。

一方、営業外収益は、町の運営補助金や受取家賃及び雑収入等で762万2,817円。また、

営業外費用はありませんので297万6,905円が経常利益となっております。

特別利益として、今回6万5,000円を計上しております。これは、宮崎県革新的技術で拓く果樹産地ステップアップ支援事業で行います、へべす苗木代の補助金であります。へべすを試験導入することで、山際や狭地等の条件不利地の有効活用を図る実証圃として試験栽培を行うものであります。

特別損失の計上はなく、税引前当期純利益は304万1,905円となっております。その額から、法人税、住民税及び事業税の18万2,500円を差引きました第17期の当期純利益は285万9,405円となっております。

4ページに戻っていただきまして、資産の状況でございますが、資本金9,917万円のうち、第17期の決算時点で繰越利益剰余金はマイナスの6,179万9,151円となっており、差引きますと、純資産といたしましては3,737万849円となっております。

5ページをご覧ください。

繰越利益剰余金につきましては、昨年比で285万9,405円増えており、集約が進む中での受託額の維持を考えますと、経営状況につきましても、少しずつではありますが改善してきていると判断しております。しかし、依然として厳しい状況にあることには変わりありません。

16ページをお開きください。

次に、参考資料によります年度別決算状況及び各部門の収入状況をご報告させていただきます。

年度別決算状況及び参考の折れ線グラフを見ていただきますと、売上高は対前年比43万9,000円減の1,134万8,000円となっております。

また、売上原価は対前年比150万3,000円減の525万6,000円。

一般管理費は、職員の昇給等に伴う夏季賞与と法定福利費の増などで、対前年比37万円増の1,073万8,000円となっております。

経常利益は、平成30年度が244万3,000円に対し、令和元年度は297万6,000円で53万3,000円の増となっております。

17ページをお開きください。

次に、受託作業の実績ですが、前年度と比較しますと、受託件数では5件増の654件、受託面積で11.02ヘクタール減の158.6ヘクタールとなっており、対前年度比率でいきますと、件数で約0.8%の増、面積では約6.5%の減となっております。

営農部門を完全に廃止し、受託作業に特化した24年度と比較をいたしますと、件数で208件の約47%の増加、面積では28.74ヘクタールで約22%の増加となっております。

9ページと10ページに戻っていただいでご覧いただきたいと思ひます。

令和2年度の事業計画でございますが、前年度と比較いたしますと、農作業受託は金額ベース

で昨年度決算より165万2,000円増の1,300万円、面積は、昨年度実績より24.7ヘクタール増の183.30ヘクタールの計画となっております。

本来であれば、受託収入で当該経費を賄うのが理想であります、経費が割高となる山間部の形状の悪い土地や、兼業農家などの小規模面積の農地などの作業受託を積極的に行っていることから、今後も厳しい経営状況が続くものと考えております。したがいまして、町といたしましては、今後も運営補助による財政支援を考えております。

また、条件不利地等におきましては、他の農作業受託組織に積極的な受託を行わせることは難しく、民間事業者との競合性は低いことや、農業者の高齢化、兼業農家の負担軽減、耕作放棄地の解消などにつながることから、有限会社グリーンサービス・コスモスは、高い公益性のある組織として木城町になくはないものだと確信をいたしております。

町といたしましては、有限会社グリーンサービス・コスモスには、引き続き、コスト意識を高め、作業の効率化などに取り組んでいただき、利用者に信頼され、また、地域に役立つ会社となるよう努力を求めてまいります。

今後も、議員各位のご理解を賜り、ご指導、ご助言をお願い申し上げまして、報告とさせていただきます。

以上で、報告第1号及び報告第2号を終わらせていただきます。

○議長（神田 直人） 以上で、町長の行政報告は終わりました。

報告第2号については、慣例により質疑を行います。

報告第2号法人の経営状況を説明する書類についてを議題といたします。

報告第2号に対する質疑はありませんか。3番、森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 分からない点を質問したいと思いますが、何点かありますのでページごとにいきたいと思っております。

まず4ページですが、4ページについては先ほど町長の説明にもありましたが、流動資産が前年度と比較すると470万円ほど増えております。当期の利益、それから表の中で外部流出をしていないものが、ここに保留されたのかなと考えております。

その中で質問ですが、1番の流動資産の中の売掛金、棚卸資産、未収入金、これの内容、それから、この流動資産の未収入金、これについて正常な資産であるかどうかというのを聞きたいと思っておりますし、あと、固定資産の中の機械装置170万円ほど前年度と比較すると増加しておりますが、これの主な内容、それから、4ページの右側の負債のものの中の未払金、前年度と比較しますと若干増加をしておりますが、この内容をまずもって教えていただきたいと思っております。

○議長（神田 直人） 副町長。

○副町長（島田 浩二君） 副町長の島田でございます。初めて議場で発言させていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

お答ひの前に、1点ご報告でございます。

町長の政務報告にもございましたが、先月5月14日に行いました、有限会社グリーンサービス・コスモスの株主総会におきまして、新たに取締役選任され、併せて同日の臨時取締役会におきまして、代表取締役社長に就任させていただきました。

この会社は、木城町の農業を支えていくため、地域にとってなくてはならない、大変重要な役割を果たしているものと認識しております。

微力ではございますが、精いっぱい務めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、ご質問についてでございます。

まず、売掛金についてでございますが、売掛金のほうは151万4,712円でございますが、当年度のものが97万2,000円ほど、過年度分が50万2,000円ほどでございます。

これにつきましては、回収に努めなければならないということで、事務局のほうに早速、就任いたしまして回収強化に努めるよう指示を行ったところでございます。

これについて、これまでも毎月請求をするなど、適正な回収に努めておるところですが、さらに強化をいたしまして、皆様もご事情等もございませうと思っておりますが、状況等も勘案いたしながら回収に努めてまいりたいと考えております。

それから、2点目、棚卸資産でございます。棚卸資産につきましては、これは、へべすの苗木が今年に入っておるものと聞いております。

それから、未収入金6万5,000円を計上しておりますけれども、これは先ほどのへべすの補助金を県からいただいておりますので、その補助金が当年度、令和2年度に入金があるということで未収入金として計上させていただいております。

それから、4番の機械装置でございますが、増えている分につきましては、令和元年度にマニアスプレッダ、それからあぜ塗り機を購入しております、その分が増加ということになってございます。

最後に、未払費用でございますけれども、未払費用10万7,600円につきましては、パートの職員がおりまして、パートの職員への給与ということになっております。

未払金につきましては、電話代でありますとか、社会保険料、JAへの燃料、肥料等の支払いが翌月に、4月以降になっておるものでございます。

以上でございます。

○議長（神田 直人） 3番、森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 分かりました。売掛金の回収については、現場も任せっぱなしに

すると大変な業務となると思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それから、5 ページ、副町長がみえる前の昨年度に私が質問したところではありますが、修正がされていませんが、もうこれはこういう集計の仕方でいいということになっているのか、失念をしてそのままになっているのかお尋ねしたいと思います。

と言いますのは、一番右の欄の売上原価の合計が期末棚卸高のところに来ています。それから、下のほうの営業外収益の集計欄が雑収入の欄に集計がしてあります。この整理の仕方はおかしいということで、昨年、伝えておきましたが、そのままになっておりますので、どういう内容なのかお聞きしたいと思います。

○議長（神田 直人） 副町長。

○副町長（島田 浩二君） これについては、私も昨年の議事録を確認いたしましたし事務局のほうに確認いたしましたところ、税理士事務所のほうに確認をしたところではございますが、企業会計上このようなシステムを使っていて、修正が難しいというような回答があったようでございまして、現状このような形になってしまっておりますが、見にくい箇所もございまして、2 ページのほう、収支決算報告のほうで、売上原価、売上総利益、営業利益等が見やすく整理できるよう計上させていただいておるところでございますので、ご理解を賜ればと存じます。

同じく、受取家賃等の科目について不統一な部分があるということでございましたが、これにつきましては修正をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（神田 直人） 3 番、森伸夫君。

○議員（3 番 森 伸夫君） システム上、こういう整理しかできないというような内容でありますけれども、誰が見てもおかしい損益計算書になっていきますので、今後とも検討いただけたらと考えております。

それから、6 ページの中の販売費及び一般管理費計算内訳表の中の厚生費と接待交際費の内容を教えてくださいたいと思います。

○議長（神田 直人） 副町長。

○副町長（島田 浩二君） 内容といたしましては、定例総会及び意見交換会の費用だと聞いております。

以上です。

○議長（神田 直人） 3 番、森伸夫君。

○議員（3 番 森 伸夫君） 厚生費は何でしたか。今のは、接待交際費でしょう。厚生費の、言わば前年度から増額した分があったものですから、どういったものがあったのかと。

○議長（神田 直人） 副町長。

○副町長（島田 浩二君） 厚生費の増額になっている分につきましては、退職共済掛金をかけておりまして、その金額が上がっていると聞いております。

以上です。

○議長（神田 直人） 3番、今、質疑がもう4回になっております。それが決まりになっておりますので。

ほかに質疑はありませんか。5番、眞鍋博君。

○議員（5番 眞鍋 博君） 今度、新たに取締役役に就任されました副町長に、3点お伺いをいたします。

まず、決算報告書を見て分かりますが、設立時に町から9,800万円、これに農協他から100万円で約1億円の出資をもらいスタートしました。

しかし、現在の農業の情勢も理解はいたしますが、毎年、特別利益、いわゆる町からの補助金694万円がなければ経営ができない状況にある。こういう会社は一般的に見て有限会社としての健全な経営と役割を果たしているのかというのを1点お聞きしたい。

2点目に、29年度より受託面積も減少し、今後の農業経営、いろいろな農業の情勢を考えたときに、このままの状況を続けて経営していくのが2点目。

3点目に、平成31年度に有限会社グリーンサービス・コスモスの経営健全化方針が出されています。その中に、有限会社グリーンサービス・コスモスは本町における遊休農地や耕作放棄地の防止を主要な目的として設立され、農作業の受託等を通じて農業の生産力の維持、向上や地域農業の振興及び活性化に大きく貢献してきた。

しかし、事業運営に必要な施設、機械の導入費、経費及び営農部門の不振により多額の債務が累積したことなどから、厳しい経営状況に置かれており、平成29年度決算においては、農業作業受託の売上だけでは経費が賄えず、経常損失が230万5,690円になっている。

木城町は、これまでに有限会社グリーンサービス・コスモスに対し、出資金9,800万円のほか、機械購入費、運営費等の補助金、平成15年から29年までの実績1億7,500万円を運営面に支援も行っています。

こういった状況の中、管理運営委員会の中でこういったことを検討し解散、解散後、任意団体を設立、存続という、三つの選択肢より存続という道を選ぶ結果になりました。

存続については、私も賛成です。しかしながら、今後の取組としまして、私は解散後、任意団体を設立する方向に向かってほしいと考えております。

なぜならば、経営健全化方針の中にもあるように、根本的には受託件数及び受託面積を増やし、売上高を増やす方法以外の方法はないと書かれています。

しかも、今後5年間の財政的なリスクの解消は困難であると、こういった面から、今後、農

業情勢を考えると経営状態を改善するには非常に厳しい状況が予想されると思います。私は、この有限会社としての経営というのは、確実ではないんですが、ちょっと無理であると考えております。

しかし、現在までの活動してきたことから、今からも本町にとっては必要な組織であります。地域農業の振興及び活性化を考えますと、非常に大事な組織になると思っています。

経営健全化方針の中にも、新たな取組として、本町に新たな農作物を導入する際の試験栽培実施の作業を担うことにより、本町に適した農作物を農業に普及させる、農家の所得につなげていけるような組織、いわゆる試験場みたいな感じの組織になってもらえると私は助かると思います。

そのためにも、この有限会社という縛りがあると、なかなか活動もできないし、経営状況とかそういったことを踏まえると、町直轄という、そういう組織でないとはやっていけないと考えております。

解散に当たっては、やはり9,800万円の税金が投入されていますので、そこがちょっとネックになってくるのかなと思っています。しかし、当初、農業に対してよかれと思って投資した出資なので、これが違う方向に向かったということは町民の皆さんも理解できると思います。私もこの決算書なり何なりを見るのも、もう5年目です。やっぱり厳しい状況という判断の中でずっときています。もうここで、やはり新しい道を選ぶべきじゃないかなということを考えます。これに対して、副町長の回答をお願いいたします。

以上です。

○議長（神田 直人） 副町長。

○副町長（島田 浩二君） 大変、難しい課題でございますが、当初は、有限会社グリーンサービス・コスモスでございますけれども、ご存じのとおり多額の累積赤字を抱え、厳しい状況だということは認識してございます。

一方で、これまでの町農業に果たしてきた役割というのは非常に大きいものがあり、遊休農地の発生防止と解消を耕作条件不利地域ですとか、担い手のいらっしやらない高齢者の方への支援等を行っていく、受託していくことで負担軽減、あるいは耕作放棄地の解消、新たな発生の抑制、そういったところにつなげていくということで、非常に重要な役割を担ってきたというのも事実でございます。

そういった有限会社グリーンサービス・コスモスでございますけれども、31年3月に経営健全化方針を出しておりますので、基本的にはここで示されております方針にしたがひまして、引き続き、経営の合理化、コストの削減を図りつつ、確実に利益を確保し、少しずつでも経営を健全化させていければと考えているところでございます。

なかなか厳しい状況ではございますが、累積赤字のピークであった当時から考えますと、約

2,000万円ほどの累積赤字の解消を続けてきておりまして、町の支援があってこそではございますけれども、そういったところを引き続き地域の農業を支えていくために必要不可欠な組織として、町からも支援をいただきたいと考えておりますし、ご理解をいただければと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（神田 直人） 5番、眞鍋博君。

○議員（5番 眞鍋 博君） ちょっと質問の1番目に出しました回答がちょっと得られていませんので、そこが1点と、今後、解散して新しく任意団体を設立するということは考えていらっしゃるのかどうかをお聞きします。

○議長（神田 直人） 副町長。

○副町長（島田 浩二君） 失礼いたしました。1点目、有限会社としてこのような状態はあるべき姿であるのか、よろしいのかということかと存じます。

おっしゃるとおり、有限会社としては利益を確保していくという意味では、なかなか厳しい状況があるとは存じておりますが、一方で公益的な役割を担いつつ利益も確保していかなければならないということで、なかなか難しい経営を強いられるものではございますけれども、職員と一体となりまして、あるいは関係機関、町とも一体となりまして、少しずつでも経営改善を図ってまいりたいと思っておりますのでございます。

それから、2点目、解散するつもりがあるかということでございますけれども、現時点では考えておりませんが、またそういったご意見がありましたことを真摯に受け止めまして、検討し考えていかなければならないと思っております。

以上です。

○議長（神田 直人） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第2号に対する質疑を終わります。

これで、諸報告を終わります。

ここで、10分間、休憩をいたします。

午前10時04分休憩

-----  
午前10時15分再開

○議長（神田 直人） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

会議を開く前に、書類の不備についてお知らせいたします。

日程表1 ページ、開議、令和2年のところが元年になっておりますので、訂正方よろしくお願  
いいたします。

引き続き、会議を開きます。

---

日程第4. 議案第34号

日程第5. 議案第35号

日程第6. 議案第36号

日程第7. 議案第37号

日程第8. 議案第38号

日程第9. 議案第39号

日程第10. 議案第40号

日程第11. 議案第41号

日程第12. 議案第42号

日程第13. 議案第43号

日程第14. 議案第44号

日程第15. 議案第45号

日程第16. 議案第46号

日程第17. 議案第47号

日程第18. 議案第48号

日程第19. 議案第49号

○議長（神田 直人） 次に、議案上程を行います。

提出されました、日程第4、議案第34号から日程第19、議案第49号に至る議案について  
は、朗読は省略し、町長から一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） 提案理由を申し上げます。

ただいま上程いただきました、議案第34号から議案第49号に至る16議案につきまして、  
一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第34号。議案第34号は、専決処分の承認を求めるについてであります。

専決処分の承認を求めるのは、木城町税条例の一部を改正する条例であります。地方税法の一  
部が改正され、令和2年4月30日から施行されることに伴い、本条例の一部改正が必要となり  
ましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の  
規定により、令和2年4月30日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により、これを  
報告し承認を求めるものであります。

なお、この一部改正は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の改正であり、主な改正点は、1つ目に、徴収の猶予制度の特例の設定、2つ目に、中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置の追加であります。3つ目には、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長等であります。

次に、議案第35号。議案第35号は、専決処分の承認を求めるについてであります。

専決処分の承認を求めるのは、令和2年度木城町一般会計補正予算（第2号）であります。議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年5月1日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。

補正予算（第2号）は、予算の総額に、歳入歳出それぞれ5億3,900万円を追加し、予算の総額を、それぞれ49億4,200万円にするものであります。

歳入は、国庫支出金増額5億2,843万4,000円、繰入金増額1,056万6,000円であります。

歳出は、総務費増額5億1,860万円、民生費増額983万4,000円、衛生費増額839万6,000円、商工費増額150万円、予備費増額67万円であります。

次に、議案第36号。議案第36号は、木城町重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、宮崎県重度障がい者（児）医療費公費負担事業補助金交付要綱の改正に伴い、令和2年8月診療分から、県内での外来診療分が現行の償還払いから現物支給に変更となるため、支給方法等の一部を改正するものであります。

なお、町単独事業として上乘せ実施しています、精神障害者保健福祉手帳の1級または2級対象者についても、同様の支給方法に変更となります。

次に、議案第37号。議案第37号は、木城町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、給与の支払い等を受けている被保険者が休業しやすい環境を整えるため、傷病手当金の支給に係る規定を追加するものであります。

対象者は、被用者のうち新型コロナウイルス感染症に感染した方または発熱等の症状があり感染が疑われる方であります。

労務に服することができなくなった日から起算し、3日を経過した日から労務に服することができない期間について、給与収入の3分の2を傷病手当金として支給するための改正であります。

適用は、令和2年1月1日から9月30日の期間となります。

次に、議案第38号。議案第38号は、令和2年度木城町一般会計補正予算（第3号）であり

ます。

補正予算（第3号）は、予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億2,500万円を追加し、予算の総額を、それぞれ51億6,700万円にするものであります。

歳入の主なものは、町税増額4,475万7,000円、国庫支出金増額966万2,000円、県支出金増額2,813万3,000円、繰入金増額4,413万4,000円、町債増額9,600万円等であります。

歳出の主なものは、民生費増額582万6,000円、衛生費増額1,188万6,000円、農林水産業費増額3,740万7,000円、商工費増額3,323万6,000円、消防費増額1,176万9,000円、教育費増額7,157万1,000円、予備費増額4,969万4,000円、議会費減額77万4,000円等であります。

次に、議案第39号。議案第39号は、令和2年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）であります。

補正予算（第1号）は、予算の総額に、歳入歳出それぞれ30万円を追加し、予算の総額を、それぞれ7億30万円にするものであります。

歳入は、県支出金増額30万円であります。

歳出は、保険給付費増額30万円、保健事業費増額24万2,000円、予備費減額24万2,000円であります。

次に、議案第40号。議案第40号は、令和2年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。

補正予算（第1号）は、予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,769万9,000円を追加し、予算の総額を、それぞれ2億769万9,000円にするものであります。

歳入は、国庫支出金増額699万9,000円、繰入金増額1,070万円であります。

歳出は、公共下水道費増額1,774万3,000円、予備費減額4万4,000円であります。

次に、議案第41号。議案第41号は、令和2年度木城町介護保険特別会計補正予算（第1号）であります。

補正予算（第1号）は、サービス事業勘定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ177万8,000円を追加し、予算の総額を、それぞれ1,477万8,000円にするものであります。

サービス事業勘定の歳入は、繰入金増額177万8,000円であります。

歳出は、サービス事業費増額176万7,000円、総務管理費増額1万1,000円であります。

次に、議案第42号。議案第42号は、工事請負契約についてであります。

令和2年度岸立水源地制御盤更新工事を施工するに当たり、5月20日の指名競争入札により、

宮崎電業株式会社、代表取締役、外山真二が5,630万円で落札し、取引に係る消費税563万円を加え6,193万円で契約するもので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最後に、議案第43号から議案第49号。議案第43号から議案第49号につきましては、一括して提案理由を申し上げます。

議案第43号から議案第49号までは、農業委員会委員の任命についてであります。農業委員会等に関する法律において、農業委員会委員の任命については、議会の同意を得て任命することになっております。

したがいまして、木城町農業委員会委員に、議案第43号の大山裕加氏、議案第44号の上川安博氏、議案第45号の久保一美氏、議案第46号の後藤ミホ氏、議案第47号の曾我広氏、議案第48号の西哲郎氏、議案第49号の平野豊文氏を、それぞれ任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、委員の任期は、令和2年7月20日から令和5年7月19日までの3年間となります。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご賛同賜りまして、承認、可決、同意をしていただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（神田 直人） 町長の提案理由説明が終わりました。

---

## 日程第20. 委員会付託の省略

○議長（神田 直人） 日程第20、委員会付託の省略を議題といたします。

お諮りいたします。議案第34号から議案第35号及び議案第42号から議案第49号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） ご異議なしと認めます。よって、議案第34号から議案第35号及び議案第42号から議案第49号の議案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

---

## 日程第21. 議案に対する質疑

○議長（神田 直人） 日程第21、議案に対する質疑を行います。

これより、提案されました議案第34号から議案第49号に至る議案の1議案ごとの質疑を行います。

まず、委員会の付託を省略することに決定いたしました、議案第34号から議案第35号に至る議案については、日程を繰上げ、質疑、討論、採決までとし、議案第42号から議案第49号

については、質疑を行い、討論、採決は最終日に行うことといたします。

なお、採決は起立によることといたします。

次に、議案第36号から議案第41号に至る議案については、総括質疑といたします。

まず、議案第34号専決処分の承認を求めるについて（木城町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これより、質疑を行います。

議案第34号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

これより、議案第34号に対する討論を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は承認することに決定いたしました。

次に、議案第35号専決処分の承認を求めるについて（令和2年度木城町一般会計補正予算第2号）を議題といたします。

これより、質疑を行います。

議案第35号に対する質疑はありませんか。6番、中武良雄君。

○議員（6番 中武 良雄君） 15ページの歳出のほうですが、こちらの給付金が5億1,160万円と、今現在、配っているところで、先ほど町長のほうから、もうほとんど順調に進んでいるという話を聞いたのですけれども、この中に委託料というのが253万円あるのですが、その内訳、どういったことに使われているのか。

それと、この給付金ですけれども、現在、給付金の受け取り拒否というのが1件というのは聞いております。これが実際、あと何件ぐらい出ているのか。そして、この受け取り拒否の金はどのような後処理をされるのかを、お聞きしたいと思います。

○議長（神田 直人） 総務財政課長。

○総務財政課長（萩原 一也君） ただいまのご質問でございますが、まず委託料でございます。

253万7,000円の委託料につきましては、給付申請のシステム、給付申請書の打ち出し等

を各世帯数、それらを引っ張ってきて申請する世帯員を打ち出すというようなシステムの導入費用で253万7,000円という経費を使っております。

続きまして、受け取り拒否ということですが、希望をしない旨の申請者が、今現在1世帯が希望しないという申請をされております。これにつきましては、最終的には国からの交付金ですので、その分の交付金額を差引いた額が本町に入ってくるという形になろうかと思っております。

以上です。

○議長（神田 直人） 6番、中武良雄君。

○議員（6番 中武 良雄君） この給付金、文書で出してその返事をもって出すわけですが、ひとり世帯の障害者とか、そういった形でなかなかそういうのが分からないという方、これ申請期間が3カ月間ありますので、それを待ってみないと分からないのですが、高齢者とか障害者とか、そういったひとり世帯のところにはどういう形で、その申請のやり方とか給付のやり方をされているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（神田 直人） 総務財政課長。

○総務財政課長（萩原 一也君） ひとり世帯、もしくは障害をお持ちの方とか、そういう方につきましては、福祉保健課のほうと協力し合って、包括支援センター等で巡回される方とか、そういう方のご協力をいただきながら申請事務を進めたいと思っております。

なお、今後、あと3カ月ほどあるのですが、申請期限が近づくにつれて申請されていない方の把握をして、定期的にはコスモス通信等で呼びかけているのですが、最終的には文書等とかということで、個人に対して確認をとりたいと考えております。

以上です。

○議長（神田 直人） ほかに質疑はありませんか。1番、久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 3ページの衛生費839万6,000円、これは全世帯に配られたマスクの費用だと思いますけど、一番手に入りにくい時期にこれを手に入れられたということで、どのようなルートでマスクを購入されたのかお尋ねします。

○議長（神田 直人） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） ご質問にありますように、当初、3月以降、ご存じのとおりマスクにつきましては品薄状態と価格の高騰ということで、福祉保健課のほうでも、3月以降、マスクの備蓄枚数の消化の状況から、一応、これまで仕入れをお願いしていた業者さん等も含めてお願いをしていたところであります。

今回のマスク購入につきましては、どうしても町民一斉に交付をするということと、併せて、今回、医療機関、社会福祉施設等、保育園等にも配付をした経緯がありますので、そういった形で今回3,000箱を一括購入しておりますが、そういった大量の枚数が購入できる業者という

ことで、全国的にいろいろこちらのほうで探したり、当たって、県内の取引業者さん等も踏まえてお願いをした経緯があります。

最終的には、今回のマスクが、いろいろテレビ、新聞等でも情報で出ておりますが、中国ラインが停止をしたことによって大きく品薄状態が続いておりましたし、その後、中国ラインが再開をした以降に、マスクの中身、品質等についてもいろいろ情報が出ておりましたので、そういったところを考慮して、品質確保をまず第一と、それと速やかに一括購入ができるという条件等を考慮した上で、今回、直接、大阪市にあります業者さんのほうから一括購入をさせていただいた経緯があります。

以上です。

○議長（神田 直人） ほかに質疑はありませんか。6番、中武良雄君。

○議員（6番 中武 良雄君） その衛生費を含めてですけれども、今現在、消毒液を配付されておりますけれども、何かこれが1週間しかもたないよという話を聞いたのですが、これはどういったことで1週間しかもたないのか、その説明だけお願いします。

○議長（神田 直人） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） 今、消毒液をお配りしている分は、次亜塩素酸水でありますけど、消費期限として、お配りして1カ月程度でということをお願いをしているかと思えます。

以上です。

○議長（神田 直人） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 以上で、議案に対する質疑を終わります。

これより、議案第35号に対する討論を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は承認することに決定いたしました。

次に、議案第42号工事請負契約についてを議題といたします。

これより、質疑を行います。

議案第42号に対する質疑はありませんか。3番、森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） これは、水源地制御盤の更新ということですのでけれども。これについては傷んで更新というわけにはいかないでしょうから、年数なり、何かそういったものがあるのか、更新時期の期限というのがあるのかどうかをお尋ねします。

○議長（神田 直人） 環境整備課長。

○環境整備課長（吉岡 信明君） 今回、工事を行おうとしています岸立水源地の制御盤更新ですが、この施設は設置から30年経過をしております。今のところ定期的な点検、メンテナンスで運転をしておりますけれども、今回、30年経過しました電源引き込み盤、切り替え盤、取水ポンプ盤の取り替え工事を行いたいと思うのですが、1つの理由としては、故障、不都合があった場合に、部品の確保が大変難しくなっているというのが大きな理由でございます。

以上でございます。

○議長（神田 直人） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 以上で、本案に対する質疑を終わります。

次に、議案第43号農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

議案第43号に対する質疑はありませんか。3番、森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 委員の任命については、人的な問題はまったくありませんけれども、委員の住所等を確認しますと、全体的に大字椎木ということになっております。農地所有者側の相談なり、そういったことを考えた場合には、地区バランスというのも考慮すべきではというように考えておりますが、その辺りの経過としてどういったことがあったのかお聞きしたいと思います。

○議長（神田 直人） 産業振興課長。

○産業振興課長（淵上 達也君） まず、農業委員と、もう1つ農地利用最適化推進委員という2つの部分で農業委員会の業務をしていただくという体制をとっておりますが、まず、両方とも立候補あるいは推薦という形をとらせていただいております。

農業委員につきましては、基本、中立委員が必ず1人はいなければならないということと、7人いますので認定農業者が過半数を占めなければならない、それから、そのあとに50歳以下あるいは女性農業委員の任用についても考慮しなければならないというような形で農業委員が選考されます。

農業委員については、基本、農業委員に就任していただいてからは担当地区というのを設定させていただきますが、いかんせん立候補の体制なので、その地区から必ず出るというような形にはなりません。

ただし、それで各地区に精通している方たちを、農地利用最適化推進委員という形で各地区から募集をしまして、補完並びに農地の集約について事業に当たっていただくというような形をとっております。

○議長（神田 直人） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 以上で、本件に対する質疑を終わります。

次に、議案第44号農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

議案第44号に対する質疑はありませんか。6番、中武良雄君。

○議員（6番 中武 良雄君） 上川さんの略歴を見たところ、まず選挙管理委員会の委員さんに現在なられておまして、あと1つ、有限会社グリーンサービス・コスモスの監査役をされております。これについてはどのように考えていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

○議長（神田 直人） 産業振興課長。

○産業振興課長（淵上 達也君） 農業委員に兼業の禁止という項目がございますが、まず、農業委員が選挙という形ではなくて、町長が任命するという形になりましたので、選挙管理委員については、別段、兼業禁止項目ではなくなりました。

あと有限会社グリーンサービス・コスモスの監査につきましては、現状のところまだ任命されておきませんので、監査を続けていただいておりますが、その後、有限会社グリーンサービス・コスモスのほうで監査をそのまま続けていただくかどうかということは検討していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（神田 直人） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 以上で、本件に対する質疑を終わります。

次に、議案第45号農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

議案第45号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

次に、議案第46号農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

議案第46号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

次に、議案第47号農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

議案第47号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

次に、議案第48号農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

議案第48号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

次に、議案第49号農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

議案第49号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

続いて、議案第36号から議案第41号に至る議案に対する総括質疑を行います。

まず、議案第36号木城町重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第36号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

次に、議案第37号木城町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第37号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

次に、議案第38号令和2年度木城町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案第38号に対する総括質疑はありませんか。2番、桑原勝広君。

○議員（2番 桑原 勝広君） 27ページですけれども、予防費というのがあるのですが、予防費の委託料というのが563万7,000円あります。この委託料の説明をお願いしたいのです。

が。

○議長（神田 直人） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） 予防費の委託料563万7,000円の内訳であります。これは新型コロナウイルス感染症が万が一町内に発生した場合の、施設、家屋等の消毒にかかる費用を委託料として全体で計上をしているものであります。

以上です。

○議長（神田 直人） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 以上で、本案に対する総括質疑を終わります。

議案第39号令和2年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第39号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

次に、議案第40号令和2年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第40号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

次に、議案第41号令和2年度木城町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第41号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第36号から議案第41号に対する総括質疑を終わります。

---

## 日程第22. 各常任委員会議案審査付託

○議長（神田 直人） 日程第22、各常任委員会議案審査付託を議題といたします。

お諮りいたします。第3回木城町議会定例会に付議されました議案の審査については、お手元に審査日程表が配付してあります。このとおり、おのおのの案件を各常任委員会に審査付託し、本会期中にその審査結果を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） ご異議なしと認めます。よって、議案第36号から議案第41号に至る議案については、各常任委員会に審査付託することに決定いたしました。

---

### 日程第23. 散会

○議長（神田 直人） 日程第23、散会。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。明日6日から7日までは休会、8日月曜日は本会議、午前9時開議で一般質問となっています。

本日は、これで散会いたします。

議員の方は、控え室にお願いいたします。

○事務局長（藤井 学君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。ご苦労さまでした。

午前10時46分散会

---